

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 人事委員会規則

- 在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則 5－1400 (審査課) 2

### 告 示

- 県が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等 第491号 (建設総務課) 2
- 道路の区域の決定 第492号 (道路維持課) 11
- 道路の供用の開始 第493号 (同) 11
- 県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等 第494号 (調達課) 11

### 企業庁告示

- 企業庁が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等 第1号 (総務課) 13
- 企業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格 第2号 (同) 13

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立等の届出 第67号 (選挙管理委員会事務局) 13

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 15
- 土地改良区の役員の就退任 (農地計画課) 20
- (知多南部土地改良区)
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 21
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 22
- 落札者等の公示 22

## 人事委員会規則

在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月五日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則五―一四〇〇

在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

在宅勤務等手当に関する規則（令和六年愛知県人事委員会規則五―一三六六）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げる場所に準ずるものとして任命権者が認める場所

第三条第一号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十一年愛知県条例第四号）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

## 告 示

愛知県告示第491号

令和8年度及び令和9年度に県が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

なお、この告示に基づき入札参加資格者と認められた者は、3に掲げる区分に係る地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた者とみなす。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村秀章

### 1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和6年7月1日から令和7年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納である者
- (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（当該届出を行う義務のない者を除く。）
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者
- (9) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

### 2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 受付期間
    - ア 定時受付  
令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで
    - イ 随時受付  
令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで（日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで並びに令和10年1月3日を除く。）の午前8時から午後8時まで
  - (2) 申請方法  
あいち電子調達共同システム（CALS／EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。  
アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
  - (3) 添付書類  
(2)による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。
  - (4) 添付書類の提出期間
    - ア 定時受付  
(2)により送信した日から7日以内に必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）までに必着）とする。
    - イ 随時受付  
(2)により送信した日から7日以内に必着とする。  
なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで並びに令和10年1月3日に当たる場合は、その翌日以降の最初の日（日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで並びに令和10年1月3日を除く。）までに必着とする。
  - (5) 添付書類の提出方法及び提出先  
次の場所へ原則郵送とする。  
愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
  - (6) 申請する営業所  
申請は、建設工事にあつては建設業法上の主たる営業所で、設計・測量・建設コンサルタント等業務にあつては本店（本社）で行うこと。  
なお、建設工事にあつては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所として申請する業種の許可があること。
- ### 3 資格審査
- 1の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより評価する。
- (1) 建設工事  
競争入札に参加できる者は、別紙1「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、別表1の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値並びに工事成績評定点数、優良工事表彰点数、地域貢献点数、社会的取組評価点数、建設キャリアアップシステム登録状況点数及び指名停止等経歴点数からなる成績評価点数により評価する。
  - (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務  
競争入札に参加できる者は、別紙2「設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、別表2の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、年間平均実績高の点数、自己資本額の点数、有資格者数の点数及び営業年数の点数からなる総合点数により評価する。
- ### 4 結果通知
- 定時受付の場合は、令和8年3月末（予定）に、その結果をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）により申請者に通知する。  
随時受付の場合は、令和8年5月登録からおおむね1月ごとにその結果を申請者に通知する。
- ### 5 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格決定の日（定時受付は、令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）までとする。  
ただし、令和10年4月1日（土）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年度以降に令和10年度及び令和11年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請を行う必要がある。

## 6 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり知事に届け出なければならない。

## 7 資格の取消し

入札参加資格を有する者が1(1)から(5)まで、(7)又は(9)のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消すことがある。

## 8 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により入札参加資格者として認められた者で、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたものは、再度の入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

## 9 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

## 10 その他

(1) 知事は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(2) 入札参加資格審査の結果については、公表する。

(3) 令和8年度及び令和9年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

(4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する競争入札においても利用するものとする。

入札参加資格審査業種

別表1

建設工事

|    | 業 種                          |
|----|------------------------------|
| 1  | 土木工事業                        |
| 2  | 土木工事業のうち<br>プレストレストコンクリート構造物 |
| 3  | 建築工事業                        |
| 4  | とび・土工工事業                     |
| 5  | 電気工事業                        |
| 6  | 管工事業                         |
| 7  | 鋼構造物工事業                      |
| 8  | 舗装工事業                        |
| 9  | しゅんせつ工事業                     |
| 10 | 塗装工事業                        |
| 11 | 防水工事業                        |
| 12 | 内装仕上工事業                      |
| 13 | 機械器具設置工事業                    |
| 14 | 電気通信工事業                      |
| 15 | 造園工事業                        |
| 16 | さく井工事業                       |
| 17 | 建具工事業                        |
| 18 | 水道施設工事業                      |
| 19 | 消防施設工事業                      |
| 20 | 清掃施設工事業                      |
| 21 | 解体工事業                        |

別表2

設計・測量・建設コンサルタント等業務

|    | 業 種          |
|----|--------------|
| 1  | 建築設計         |
| 2  | 設備設計         |
| 3  | 一般測量         |
| 4  | 航空写真測量       |
| 5  | 河川、砂防及び海岸・海洋 |
| 6  | 港湾及び空港       |
| 7  | 道路           |
| 8  | 上水道及び工業用水道   |
| 9  | 下水道          |
| 10 | 農業土木         |
| 11 | 森林土木         |
| 12 | 水産土木         |
| 13 | 造園           |
| 14 | 都市計画及び地方計画   |
| 15 | 土質及び基礎       |
| 16 | 鋼構造及びコンクリート  |
| 17 | 建設環境         |
| 18 | 地質調査         |
| 19 | 土地調査         |
| 20 | 土地評価         |
| 21 | 物件調査         |
| 22 | 事業損失         |

## 別紙1

**建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について****1 総合点数について**

次の式により経営事項評価点数及び成績評価点数の合計で評価します。なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

$$\text{総合点数} = \text{経営事項評価点数（総合評定値）} + \text{成績評価点数}$$

**2 経営事項評価点数について**

経営事項審査の総合評定値（定時受付においては、申請要件として指定された審査基準日の期間の結果通知の総合評定値）により業種ごとに評価します。

**3 成績評価点数の算出について**

各申請者の次の各項目を次の方法により算出した点数を合計したものとします。

$$\begin{aligned} \text{成績評価点数} = & \text{工事成績評定点数} + \text{優良工事表彰点数} + \text{地域貢献点数} \\ & + \text{社会的取組評価点数} + \text{建設キャリアアップシステム登録状況点数} \\ & - \text{指名停止等経歴点数} \end{aligned}$$

**(1) 工事成績評定点数**

関係6局庁（建設局、都市・交通局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が発注した工事のうち、令和2・3・4・5・6年度に完了した最終契約金額250万円以上の工事について、業種ごとに各申請者の工事成績の平均点を求め、次式により算定した工事成績評定点数を付与します。

$$\text{工事成績評定点数} = (\text{工事成績の平均点} - 65) \times 6$$

※ 工事成績の平均点は、小数点以下を四捨五入します。

※ 特定建設工事共同企業体の構成員としての工事成績についても対象とします。

※ 「解体工事業」の工事成績評定点数については、「とび・土工工事業」で受注した解体工事及び「解体工事業」の工事成績を対象とします。

※ 「とび・土工工事業」の工事成績評定点数については、解体工事の工事成績は対象としません。

**(2) 優良工事表彰点数**

令和3・4・5・6・7年度において、建設工事の優良工事に関する愛知県知事表彰又は企業庁長表彰を受けた場合は、表彰1件につき、10点を付与します（ただし、各年度における最大付与点数は、10点とします。）。

**(3) 地域貢献点数**

入札参加資格審査申請時において、愛知県と「愛知県公共土木施設防災安全協定」を締結し、年間を通じて「巡視業務及び災害応急工事」、「緊急維持修繕工事等」及び「道路雪氷対策業務」の実施体制を敷いている場合は、当該締結業務等の数に応じて加点します。当該締結業務等の数が一つの場合は10点、二つの場合は20点、三つの場合は30点を付与します。

**(4) 社会的取組評価点数**

入札参加資格審査申請時において、申請者又は契約を締結する営業所が次のアからサまでのいずれかの項目を満たしている場合は、1項目につき10点を付与します（ただし、最大付与点数は、50点とします。）。

**ア 自動車エコ事業所の認定**

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第4第1項の規定により「自動車エコ事業所」の認定を受けていること。

**イ あいち生物多様性企業認証**

「あいち生物多様性企業認証」を受けていること。

**ウ 障害者の雇用義務の達成**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による報告をしていること又は同項の規定による報告義務がない者で障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る。）を雇用していること。

**エ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用**

名古屋保護観察所において協力雇用主としての登録を受け、過去1年以内に同一の保護観察対象者等（保護観察中の者又は更生緊急保護の申出があった者をいう。）を継続して3月以上雇用している証明を受けていること。

**オ 障害者就労施設等からの調達実績**

障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）について、愛知県福祉局福祉部障害福祉課の証明を受けていること。

**カ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録**

「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けていること。

**キ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同**

「あいちっこ家庭教育応援企業」賛同書を提出し、応援企業ナンバーを取得していること。

**ク 愛知県休み方改革マイスター企業の認定**

「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定を受けていること。

**ケ エコモビリティライフの推進**

「あいちエコモビリティライフ推進協議会」に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所認証実施要綱第3条に規定する「エコ通勤優良事業所」の認証を受けていること。

**コ 健康づくりの推進**

「愛知県健康経営推進企業」の登録を受けていること。

**サ 取引適正化の推進**

「パートナーシップ構築宣言」を公表していること。

**(5) 建設キャリアアップシステム登録状況点数**

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合は、10点を付与します。

**(6) 指名停止等経歴点数**

関係6局庁（建設局、都市・交通局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が令和5年10月1日から令和7年9月30日までの過去2年間に措置した「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」に基づく指名停止並びに「愛知県建設局・都市・交通局・建築局競争入札参加資格者の登録及び格付要領」に基づく入札参加資格の登録の取消し及び制限に係る期間の月数の合計月数（1月未満は、1月とする。）に対して、1月当たり5点を減点します。

## 別紙2

**設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について**

## 1 業種区分

別記1の業務内容のとおり (22 区分)

## 2 総合点数算定式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300 \text{ 点満点})$$

A＝年間平均実績高の点数 (10～30 点)

B＝自己資本額の点数 (10～30 点)

C＝有資格者数の点数 (10～30 点)

D＝営業年数の点数 (10～30 点)

なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

## A 年間平均実績高の点数

希望する業種に係る直前2年間の年間平均実績高に応じ、別表1の点数表に掲げる点数

## B 自己資本額の点数

次の式で得た自己資本額数値に応じ、別表2の点数表に掲げる点数

自己資本額数値＝自己資本額÷全体（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の年間平均実績高×100

## C 有資格者数の点数

希望する業種に係る別記2の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X欄又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値（合計数値）に応じ、別表3の点数表に掲げる点数

## D 営業年数の点数

営業年数に応じ、別表4の点数表に掲げる点数

別表1

A 年間平均実績高の点数表

| 年間平均実績高       | 点数 |
|---------------|----|
| 20億円以上        | 30 |
| 10億円以上 20億円未満 | 25 |
| 5億円以上 10億円未満  | 20 |
| 1億円以上 5億円未満   | 15 |
| 1億円未満         | 10 |

別表2

B 自己資本額の点数表

| 自己資本額数値  | 点数 |
|----------|----|
| 10以上     | 30 |
| 5以上 10未満 | 20 |
| 5未満      | 10 |

別表3

C 有資格者数の点数表

| 合計数値     | 点数 |
|----------|----|
| 110 ～    | 30 |
| 65 ～ 109 | 25 |
| 40 ～ 64  | 20 |
| 15 ～ 39  | 15 |
| ～ 14     | 10 |

別表4

D 営業年数の点数表

| 営業年数        | 点数 |
|-------------|----|
| 35年以上       | 30 |
| 25年以上 35年未満 | 25 |
| 15年以上 25年未満 | 20 |
| 5年以上 15年未満  | 15 |
| 5年未満        | 10 |

## 別記1

## 業 務 内 容

| 業 種 区 分                   | 業 務 内 容                                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 建 築 設 計                 | 建築一般                                                                                              |
| 2 設 備 設 計                 | 設備一般                                                                                              |
| 3 一 般 測 量                 | 測量一般、地図の調製                                                                                        |
| 4 航 空 写 真 測 量             | 航空測量                                                                                              |
| 5 河 川、砂 防<br>及び海岸・海洋      | 治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理 |
| 6 港 湾 及 び 空 港             | 港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理                                    |
| 7 道 路                     | 道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理                                                  |
| 8 上 水 道 及 び<br>工 業 用 水 道  | 上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理                            |
| 9 下 水 道                   | 下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理                                                |
| 10 農 業 土 木                | かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                 |
| 11 森 林 土 木                | 治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                     |
| 12 水 産 土 木                | 漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理                                |
| 13 造 園                    | 公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理                                              |
| 14 都 市 計 画 及 び<br>地 方 計 画 | 都市計画若しくは地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                         |
| 15 土 質 及 び 基 礎            | 土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                           |
| 16 鋼 構 造 及 び<br>コンクリート    | 鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                           |
| 17 建 設 環 境                | 自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理                    |
| 18 地 質 調 査                | 地質調査                                                                                              |
| 19 土 地 調 査                | 土地調査                                                                                              |
| 20 土 地 評 価                | 土地評価、不動産鑑定                                                                                        |
| 21 物 件 調 査                | 物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連                                                                             |
| 22 事 業 損 失                | 事業損失                                                                                              |

## 別記2

## 審査対象となる資格

| 部 門           | 業 種 区 分              | X                                                                                                | Y                                                                                                  |
|---------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設 計           | 建 築 設 計              | 48. 一級建築士<br>98. 構造設計一級建築士<br>99. 設備設計一級建築士                                                      | 49. 二級建築士<br>97. 建築設備士<br>100. 建築積算士 (建築積算資格者)                                                     |
|               | 設 備 設 計              | 48. 一級建築士<br>97. 建築設備士<br>99. 設備設計一級建築士                                                          | 49. 二級建築士<br>100. 建築積算士 (建築積算資格者)                                                                  |
| 測 量           | 一 般 測 量              | 50. 測量士                                                                                          | 51. 測量士補                                                                                           |
|               | 航空写真測量               |                                                                                                  |                                                                                                    |
| 建設<br>コンサルタント | 河川、砂防及び<br>海 岸 ・ 海 洋 | 建設コンサルタント関係資格(1)から(3)までのとおり                                                                      |                                                                                                    |
|               | 港湾及び空港               |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 道 路                  |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 上水道及び工<br>業 用 水 道    |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 下 水 道                |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 農 業 土 木              |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 森 林 土 木              |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 水 産 土 木              |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 造 園                  |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 都市計画及び<br>地 方 計 画    |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 土質及び基礎               |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 鋼構造及びコ<br>ン ク リ ート   |                                                                                                  |                                                                                                    |
|               | 建 設 環 境              |                                                                                                  |                                                                                                    |
| 地 質 調 査       |                      | 1. 技術士建設部門<br>又は総合技術監理部門<br>(土質及び基礎)<br>21. 技術士応用理学部門<br>又は総合技術監理部門<br>(地質)                      | 86. 地質調査技士                                                                                         |
| 補償<br>コンサルタント | 土 地 調 査              | 50. 測量士<br>87. 土地家屋調査士<br>88. 司法書士                                                               | 51. 測量士補<br>94. 補償業務管理士                                                                            |
|               | 土 地 評 価              | 89. 不動産鑑定士                                                                                       | 90. 不動産鑑定士補<br>94. 補償業務管理士                                                                         |
|               | 物 件 調 査              | 48. 一級建築士<br>11～15. 技術士機械部門<br>又は総合技術監理部門<br>16. 技術士電気電子部門<br>又は総合技術監理部門<br>91. 公認会計士<br>93. 税理士 | 49. 二級建築士<br>28. 技術士補機械部門<br>29. 技術士補電気電子部門<br>92. 会計士補<br>94. 補償業務管理士<br>95. 木造建築士<br>96. 中小企業診断士 |
|               | 事 業 損 失              | 48. 一級建築士                                                                                        | 49. 二級建築士<br>94. 補償業務管理士<br>95. 木造建築士                                                              |

業種区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2 (建設コンサルタントについては、建設コンサルタント関係資格(1)から(3)までに掲げる数値) を乗じ、その和に応じた点数を付与します。

## 建設コンサルタント関係資格(1)

| 資格名                                                      | 業種 | 河川、砂防<br>及び<br>海岸・海洋 | 港湾及び<br>空港 | 道 | 路 | 上水道及び<br>工業用水道 | 下 水 道 | 農業土木 | 森林土木 | 水産土木 | 造 園 | 都市計画及<br>び地方計画 | 土 質 及 び<br>基 礎 | 鋼構造及び<br>コンクリート | 建 設 環 境 |
|----------------------------------------------------------|----|----------------------|------------|---|---|----------------|-------|------|------|------|-----|----------------|----------------|-----------------|---------|
| 技術士<br>(建設部門)又は(総合技術監理部門)                                |    |                      |            |   |   |                |       |      |      |      |     |                |                |                 |         |
| 1. 土質及び基礎                                                |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 2. 土質及び基礎以外の有資格者<br>(上下水道部門)又は(総合技術監理部門)                 |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 3. 上水道及び工業用水道                                            |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 4. 下水道<br>(農業部門)又は(総合技術監理部門)                             |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 5. 農業農村工学 <sup>※1</sup>                                  |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 6. 農村地域・資源計画 <sup>※2</sup><br>(森林部門)又は(総合技術監理部門)         |    |                      |            |   |   |                |       | 3    |      |      |     |                |                |                 | 3       |
| 7. 森林土木                                                  |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 8. 林業・林産 <sup>※3</sup><br>(水産部門)又は(総合技術監理部門)             |    |                      |            |   |   |                |       |      | 3    |      |     |                |                |                 | 3       |
| 9. 水産土木                                                  |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 10. 水産資源及び水域環境 <sup>※4</sup><br>(機械部門)又は(総合技術監理部門)       |    |                      |            |   |   |                |       |      |      | 3    |     |                |                |                 | 3       |
| 11. 流体機器 <sup>※5</sup>                                   |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 12. 機構ダイナミクス・制御 <sup>※6</sup>                            |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 13. 加工・生産システム・産業機械 <sup>※7</sup><br>(電気電子部門)又は(総合技術監理部門) |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 16. 電気電子部門の有資格者<br>(衛生工学部門)又は(総合技術監理部門)                  |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 17. 水質管理                                                 |    | 3                    | 3          |   |   | 3              | 3     |      |      | 3    |     |                |                |                 | 3       |
| 18. 廃棄物・資源循環 <sup>※8</sup><br>(情報工学部門)又は(総合技術監理部門)       |    |                      | 3          |   |   |                | 3     |      |      |      |     |                |                |                 | 3       |
| 20. 情報工学部門の有資格者<br>(応用理学部門)又は(総合技術監理部門)                  |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 21. 地質<br>(環境部門)又は(総合技術監理部門)                             |    | 5                    | 5          | 5 | 5 | 5              | 5     | 5    | 5    | 5    | 5   | 5              | 5              | 5               | 5       |
| 22. 環境部門の有資格者                                            |    | 3                    | 3          | 3 |   |                |       | 3    | 3    | 3    | 3   | 3              |                |                 | 3       |

※1 旧：農業土木を含む。

※5 旧：流体工学を含む。

※2 旧：農村環境を含む。

※6 旧：交通・物流機械及び建設機械を含む。

※3 旧：林業を含む。

※7 旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む。

※4 旧：水産水域環境を含む。

※8 旧：廃棄物管理を含む。

## 建設コンサルタント関係資格(2)

| 資格名          | 業種 | 河川、砂防<br>及び<br>海岸・海洋 | 港湾及び<br>空港 | 道 | 路 | 上水道及び<br>工業用水道 | 下 水 道 | 農業土木 | 森林土木 | 水産土木 | 造 園 | 都市計画及<br>び地方計画 | 土 質 及 び<br>基 礎 | 鋼構造及び<br>コンクリート | 建 設 環 境 |
|--------------|----|----------------------|------------|---|---|----------------|-------|------|------|------|-----|----------------|----------------|-----------------|---------|
| 技術士補         |    |                      |            |   |   |                |       |      |      |      |     |                |                |                 |         |
| 23. (建設部門)   |    | 2                    | 2          | 2 | 2 | 2              | 2     | 2    | 2    | 2    | 2   | 2              | 2              | 2               | 2       |
| 24. (上下水道部門) |    |                      |            |   |   | 2              | 2     |      |      |      |     | 2              |                |                 |         |
| 25. (農業部門)   |    |                      |            |   |   |                |       | 2    |      |      |     |                |                |                 |         |
| 26. (森林部門)   |    |                      |            |   |   |                |       |      | 2    |      |     |                |                |                 |         |
| 27. (水産部門)   |    |                      |            |   |   |                |       |      |      | 2    |     |                |                |                 |         |
| 28. (機械部門)   |    |                      |            |   |   | 2              | 2     |      |      |      |     |                |                |                 |         |
| 29. (電気電子部門) |    |                      |            |   |   | 2              | 2     |      |      |      |     |                |                |                 |         |
| 30. (衛生工学部門) |    |                      |            |   |   | 2              | 2     |      |      |      |     |                |                |                 |         |
| 31. (情報工学部門) |    |                      |            |   |   |                |       |      |      |      |     |                |                | 2               |         |
| 32. (応用理学部門) |    |                      |            |   |   |                |       |      |      |      |     | 2              |                |                 |         |
| 33. (環境部門)   |    |                      |            |   |   |                |       |      |      |      |     |                |                |                 | 2       |

|                    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| RCCM               |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 34. 河川、砂防及び海岸・海洋   | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 35. 港湾及び空港         | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 36. 道路             | 2 |   | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 37. 上水道及び工業用水道     | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 38. 下水道            | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 39. 農業土木           | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 40. 森林土木           | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 41. 水産土木           | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 42. 造園             | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 43. 都市計画及び地方計画     | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 | 2 |
| 44. 土質及び基礎         | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 | 2 |
| 45. 鋼構造及びコンクリート    | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |   | 2 |
| 46. 建設環境           | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 47. 上記以外のRCCMの有資格者 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

## 建設コンサルタント関係資格(3)

| 資格名                    | 業種 | 河川、砂防<br>及び<br>海岸・海洋 | 港湾及び<br>空港 | 道路 | 土水道及び<br>工業用水道 | 下水道 | 農業土木 | 森林土木 | 水産土木 | 造園 | 都市計画及<br>び地方計画 | 土質及び<br>基礎 | 鋼構造及び<br>コンクリート | 建設環境 |
|------------------------|----|----------------------|------------|----|----------------|-----|------|------|------|----|----------------|------------|-----------------|------|
| その他                    |    |                      |            |    |                |     |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 48. 一級建築士              |    |                      |            |    | 2              | 2   | 2    |      |      | 2  | 3              |            |                 |      |
| 50. 測量士                |    | 2                    | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    | 2  | 2              | 2          | 2               | 2    |
| 52. 1級土木施工管理技士         |    | 3                    | 3          | 3  | 3              | 3   | 3    | 3    | 3    | 3  | 3              | 3          | 3               | 3    |
| 53. 2級土木施工管理技士(土木)     |    | 2                    | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    | 2  | 2              | 2          | 2               | 2    |
| 54. 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) |    |                      |            |    |                |     |      |      |      |    |                |            | 2               |      |
| 55. 2級土木施工管理技士(凍液注入)   |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    |                | 2          |                 |      |
| 56. 1級管工事施工管理技士        |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    | 2              |            |                 |      |
| 57. 2級管工事施工管理技士        |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    | 2              |            |                 |      |
| 58. 1級建設機械施工管理技士       |    | 2                    | 2          | 2  |                |     | 2    | 2    | 2    |    |                | 2          | 2               | 2    |
| 59. 2級建設機械施工管理技士       |    | 2                    | 2          | 2  |                |     | 2    | 2    | 2    |    |                | 2          | 2               | 2    |
| 60. 1級造園施工管理技士         |    |                      |            |    |                |     |      |      |      | 3  |                |            |                 |      |
| 61. 2級造園施工管理技士         |    |                      |            |    |                |     |      |      |      | 2  |                |            |                 |      |
| 62. 下水道技術検定1種          |    |                      |            |    |                | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 63. 下水道技術検定2種          |    |                      |            |    |                | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 64. 下水道技術検定3種          |    |                      |            |    |                | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 66. 推進工事技士             |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 67. 小規模ダム工事総括管理技術者     |    | 2                    |            |    |                |     | 2    | 2    |      |    |                |            |                 |      |
| 68. ダム工事総括管理技術者        |    | 2                    |            |    |                |     |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 69. 地すべり防止工事士          |    | 2                    |            | 2  |                |     |      | 2    |      |    |                |            |                 |      |
| 70. 基礎施工士              |    |                      | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    |    |                | 2          |                 |      |
| 71. コンクリート主任技士         |    |                      | 2          | 2  |                |     | 2    | 2    | 2    |    |                |            | 2               |      |
| 72. コンクリート技士           |    |                      | 2          |    |                |     | 2    | 2    | 2    |    |                |            |                 |      |
| 73. 土木用コンクリートブロック技士    |    |                      | 2          |    |                |     | 2    |      | 2    |    |                |            |                 |      |
| 74. 第一種電気主任技術者         |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 75. 第二種電気主任技術者         |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 76. 第三種電気主任技術者         |    |                      |            |    | 2              | 2   |      |      |      |    |                |            |                 |      |
| 77. 環境計量士              |    | 2                    | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    | 2  | 2              | 2          | 2               | 2    |
| 78. エネルギー管理士           |    |                      |            |    |                | 2   |      |      |      |    |                |            |                 | 2    |
| 79. ①公害防止管理者水質関係第1種    |    | 2                    |            |    |                | 2   | 2    |      |      |    |                |            |                 | 2    |
| 79. ②公害防止管理者水質関係第2種    |    | 2                    |            |    |                | 2   | 2    |      |      |    |                |            |                 | 2    |
| 80. 伝送交換主任技術者          |    | 2                    | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    | 2  | 2              | 2          | 2               | 2    |
| 81. 線路主任技術者            |    | 2                    | 2          | 2  | 2              | 2   | 2    | 2    | 2    | 2  | 2              | 2          | 2               | 2    |
| 82. 土地区画整理士            |    |                      |            |    |                |     | 2    |      |      |    | 3              |            |                 |      |
| 83. 畑地かんがい技士           |    |                      |            |    |                |     | 2    |      |      |    |                |            |                 |      |
| 84. 農業集落排水計画設計士        |    |                      |            |    |                |     | 2    |      |      |    |                |            |                 |      |
| 85. 農業土木技術管理士          |    |                      |            |    |                |     | 2    |      |      |    |                |            |                 |      |

## 愛知県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

| 道路の<br>種類 | 路線名   | 道路の区域                            |                 |             |
|-----------|-------|----------------------------------|-----------------|-------------|
|           |       | 区間                               | 敷地の幅員           | 延長          |
| 県道        | 豊橋幸田線 | 額田郡幸田町大字桐山字縄手22番2地先から同字広坪6番4地先まで | m<br>9.3 ~ 29.6 | km<br>0.230 |

## 愛知県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

| 道路の<br>種類 | 路線名    | 供用開始の区間                    | 供用開始の期日   |
|-----------|--------|----------------------------|-----------|
| 県道        | 道場山安城線 | 安城市福釜町清水19番4地先から同蔵前9番2地先まで | 令和7年12月8日 |

## 愛知県告示第494号

令和8年度及び令和9年度に県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等(以下「物品の製造等」という。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等を次のように定める。

なお、この告示に基づき入札参加資格者と認められた者は、物品の製造等に係る地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた者とみなす。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

- (1) 物品の製造・販売  
コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品
- (2) 物品の買受け  
不用品買受
- (3) 役務の提供等  
建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等
- 2 競争入札に参加できない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
  - (2) 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納である者
  - (3) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
  - (4) 次の届出を行っていない者（届出義務のない者を除く。）
    - ア 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
    - イ 雇用保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
  - (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者
  - (6) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者
- 3 申請方法  
あいち電子調達共同システム（物品等）（ホームページアドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）において必要項目を入力し、送信すること。
- 4 申請受付期間
  - (1) 定時受付  
令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時までとする。
  - (2) 随時受付  
令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで及び令和10年1月3日を除く。）の午前8時から午後8時までとする。
- 5 別送書類  
3による申請後、別に定める「令和8・9年度 愛知県入札参加資格審査申請要領（物品等）」に定める書類を別送書類として提出すること。
- 6 別送書類の提出期間
  - (1) 定時受付  
3により送信した日から7日以内に必着（令和8年2月16日（月）に送信した場合は、令和8年2月24日（火）までに必着）とする。
  - (2) 随時受付  
3により送信した日から7日以内に必着とする。  
なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで及び令和10年1月3日に当たる場合は、その翌日以降の最初の日（日曜日、土曜日、休日、令和8年12月29日から31日まで、令和9年12月29日から31日まで及び令和10年1月3日を除く。）までに必着とする。
- 7 別送書類の提出方法及び提出先  
次の場所に原則郵送とする。  
愛知県会計局調達課調整グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
- 8 資格審査  
2の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査する。また、1(1)に掲げる営業種目のうち、「一般印刷」、「軽印刷」、「フォーム印刷」又は「地図」を希望する場合は、印刷機械設備等を有することを確認

認する。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、電子調達システム（物品等）により通知する。

10 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までとする。ただし、随時申請により受け付けた者にとっては、資格の決定を行った日から令和10年3月31日（金）までとする。

11 資格の取消し等

(1) 入札参加資格を有する者が2(1)、(3)及び(6)のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことがある。

(2) 入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当すると認められるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）を3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

12 変更申請

申請内容の変更又は営業種目の追加若しくは変更がある場合は、変更申請を電子調達システム（物品等）により行うこと。

13 その他

知事は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

## 企業庁告示

### 愛知県企業庁告示第1号

令和8年度及び令和9年度に企業庁が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等については、令和7年愛知県告示第491号（県が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等）の例による。

令和7年12月5日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 権田 裕 徳

### 愛知県企業庁告示第2号

令和8年度及び令和9年度に企業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、令和7年愛知県告示第494号（県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等）により入札参加資格者と決定された者であることとする。

令和7年12月5日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 権田 裕 徳

## 選挙管理委員会告示

### 愛知県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和7年12月5日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔1号及び2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

| 政治団体の名称      | 代 表 者<br>の 氏 名 | 会計責任者<br>の 氏 名 | 主たる事務<br>所の所在地    | 公職の種類<br>(法第19条<br>の7第1項<br>第1号に係<br>るもの) | 公職の候補者の氏名<br>及び公職の種類<br>(法第19条の7第1項<br>第2号に係るもの) | 届 出<br>年月日    |
|--------------|----------------|----------------|-------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|
| 加藤たいち後援<br>会 | 加藤 泰稚          | 神野 英樹          | あま市七宝町伊福<br>壱町畑53 | 衆議院議員                                     | 加藤 泰稚、衆議院議員                                      | 令和<br>7.10.14 |

|     |       |       |                 |       |             |        |
|-----|-------|-------|-----------------|-------|-------------|--------|
| 呼應会 | 酒井 庸行 | 安井 勝義 | 刈谷市一ツ木町8丁目11-14 | 参議院議員 | 酒井 庸行、参議院議員 | 7.10.7 |
|-----|-------|-------|-----------------|-------|-------------|--------|

## 〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

| 政治団体の名称               | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日    |
|-----------------------|--------|----------|----------------------|----------|
| 石黒正と明日の清須を考える会        | 石黒 正   | 岡崎 正恵    | 清須市春日東須ヶ畑3番地         | 令和7.10.1 |
| 永己と共に歩む会              | 松元 永己  | 小笠原京子    | 春日井市八田町1丁目3番地8       | 7.10.6   |
| 城野博を支援する会             | 城野 博   | 佐々木高太郎   | 名古屋市中区千代田2丁目12-14    | 7.10.3   |
| G O! きよす応援隊かげやまたかし後援会 | 影山 貴司  | 影山 信代    | 清須市西枇杷島町小田井1丁目13番地18 | 7.10.7   |
| 林友会                   | 林 誠    | 佐藤 貴康    | 清須市西枇杷島町城並3-12-12    | 7.10.3   |

備考 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

## 2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等

## 〔政党の支部〕

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動事項の内容           |                  | 異動年月日     |
|---------------------|--------|------------|-------------------|------------------|-----------|
|                     |        |            | 新                 | 旧                |           |
| 公明党参議院愛知選挙区第2総支部    | 安江 伸夫  | 主たる事務所の所在地 | 知多市清水が丘1丁目806番地の1 | 名古屋市北区元志賀町1-68-1 | 令和7.10.21 |
| 参政党愛知第10支部          | 野口 裕司  | 会計責任者      | 林 正兼              | 高橋さゆり            | 7.10.1    |
| 自由民主党愛知県柔道整復師会支部    | 藤川 和秀  | 代表者        | 藤川 和秀             | 森川 伸治            | 7.5.26    |
| 自由民主党愛知県遊技産業支部      | 真城 貴仁  | 会計責任者      | 深見 秀隆             | 山名 泰             | 7.10.27   |
| 自由民主党みよし市支部         | 林 文夫   | 主たる事務所の所在地 | みよし市三好町湯ノ前66-1    | みよし市三好町湯ノ前103番地  | 7.9.25    |
| 日本維新の会衆議院愛知県第3選挙区支部 | 皆川 雅一  | 主たる事務所の所在地 | 名古屋市千種区丘上町1丁目11番地 | 名古屋市天白区原二丁目903番地 | 7.10.1    |

## 〔その他の政治団体〕

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動事項の内容           |                    | 異動年月日    |
|-------------------|--------|------------|-------------------|--------------------|----------|
|                   |        |            | 新                 | 旧                  |          |
| 奥田まり友の会           | 奥田 結   | 主たる事務所の所在地 | 名古屋市守山区笹ヶ根2-401   | 名古屋市東区大幸1-4-27     | 令和7.9.30 |
| かみや庄二と西尾の未来を考える会  | 神谷 庄二  | 主たる事務所の所在地 | 西尾市上矢田町北野1-20     | 西尾市上矢田町水向59-1      | 7.5.23   |
| 佐藤哲朗後援会           | 佐藤 哲朗  | 会計責任者      | 板屋 大輔             | 森田 晃一              | 7.10.1   |
| 杉村義仁後援会           | 寺嶋 康典  | 代表者        | 寺嶋 康典             | 中野 光治              | 7.10.14  |
|                   |        | 会計責任者      | 杉村 栄規             | 鈴木 勇               |          |
| トライいなざわ           | 鈴木 純子  | 主たる事務所の所在地 | 稲沢市稲沢町前田311番地5    | 稲沢市稲沢町前田339番地1     | 7.10.28  |
| 古屋のりえ後援会          | 古屋 明   | 主たる事務所の所在地 | 北名古屋市片場天王森24番地1   | 北名古屋市六ツ師1010-77    | 7.10.1   |
| 細井真司後援会           | 細井 真司  | 会計責任者      | 青木 祐哉             | 石黒 福蔵              | 7.10.1   |
| 細井まゆみを育てる会        | 細井麻友美  | 主たる事務所の所在地 | 西尾市熊味町山畔55-2      | 西尾市熊味町大道北33        | 7.10.1   |
| 三菱自工労組政治活動委員会岡崎支部 | 森田 晃一  | 代表者        | 森田 晃一             | 播元 公昭              | 7.10.1   |
|                   |        | 会計責任者      | 板屋 大輔             | 森田 晃一              |          |
| 皆川まさかず後援会         | 皆川 雅一  | 主たる事務所の所在地 | 名古屋市千種区丘上町1丁目11番地 | 名古屋市千種区仲田二丁目17番地7号 | 7.10.1   |

|          |       |            |                   |                  |         |
|----------|-------|------------|-------------------|------------------|---------|
| 安江のぶお後援会 | 安江 伸夫 | 主たる事務所の所在地 | 知多市清水が丘1丁目806番地の1 | 名古屋市北区元志賀町1-68-1 | 7.10.21 |
| 横田雅史後援会  | 横田 雅史 | 会計責任者      | 高川 博志             | 石黒 福蔵            | 7.10.1  |

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等  
〔政党の支部〕

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|---------------------|--------|----------|
| 日本維新の会参議院愛知県選挙区第1支部 | 広田紗久良  | 令和7.10.3 |

〔その他の政治団体〕

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|------------------|--------|----------|
| 浅野とみのり後援会        | 浅野 佳伸  | 令和7.9.30 |
| 榎戸りょうすけ後援会       | 榎戸 陵友  | 7.9.30   |
| かみや庄二と西尾の未来を考える会 | 神谷 庄二  | 7.7.2    |
| 渋谷たかゆき後援会        | 渋谷 孝之  | 7.10.27  |
| 余語さやかを育てる会       | 余語冴耶香  | 7.9.30   |

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 指定年月日    |
|------------------|----------|-----------|-------------------|----------|
| 城野 博             | 名古屋市議会議員 | 城野博を支援する会 | 名古屋市中区千代田2丁目12-14 | 令和7.10.3 |
| 酒井 庸行            | 参議院議員    | 呼應会       | 刈谷市一ツ木町8丁目11-14   | 7.10.7   |
| 林 誠              | 清須市議会議員  | 林友会       | 清須市西枇杷島町城並3-12-12 | 7.10.1   |

5 法第19条第3項第1号の規定に基づく届出に係る指定を取り消した団体の名称等

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 取消年月日    |
|------------------|------------|----------|
| 余語冴耶香            | 余語さやかを育てる会 | 令和7.9.30 |

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 異動事項       | 異動事項の内容           |                  | 異動年月日    |
|------------------|------------|------------|-------------------|------------------|----------|
|                  |            |            | 新                 | 旧                |          |
| 細井麻友美            | 細井まゆみを育てる会 | 主たる事務所の所在地 | 西尾市熊味町山畔55-2      | 西尾市熊味町大道北33      | 令和7.10.1 |
| 安江 伸夫            | 安江のぶお後援会   | 政治団体の名称    | 安江のぶお後援会          | 伸・政経懇話会          | 2.3.2    |
|                  |            | 主たる事務所の所在地 | 名古屋市北区元志賀町1-68-1  | 知多市日長字会ヶ前79番地の5  | 1.10.1   |
|                  |            | 主たる事務所の所在地 | 知多市清水が丘1丁目806番地の1 | 名古屋市北区元志賀町1-68-1 | 7.10.21  |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ユニー株式会社

- 稲沢市天池五反田町1番地  
代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ瀬戸店  
瀬戸市幸町33番地ほか12筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項       | 変更前          | 変更後       |
|------------|--------------|-----------|
| 小売業を行う者    | ユニー株式会社      | 変更前に同じ    |
| 氏名又は名称     | 代表取締役 榊原 健   | 同         |
| 代表者の氏名     | 稲沢市天池五反田町1番地 | 同         |
| 住所         | 8名（縦覧による）    | 8名（縦覧による） |
| その他小売業を行う者 |              |           |

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の名称、代表者及び住所の変更のため。
- (6) 届出の日  
令和7年11月6日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ユニー株式会社  
稲沢市天池五反田町1番地  
代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ東海荒尾店  
東海市荒尾町山王前20番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項       | 変更前          | 変更後        |
|------------|--------------|------------|
| 小売業を行う者    | ユニー株式会社      | 変更前に同じ     |
| 氏名又は名称     | 代表取締役 榊原 健   | 同          |
| 代表者の氏名     | 稲沢市天池五反田町1番地 | 同          |
| 住所         | 21名（縦覧による）   | 20名（縦覧による） |
| その他小売業を行う者 |              |            |

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店のため。
- (6) 届出の日  
令和7年11月6日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年4月6日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

## 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 榊原 健

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ新城店

新城市宮ノ後64番ほか

## (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届 出 事 項 | 変 更 前      | 変 更 後        |
|---------|------------|--------------|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称     | ユニー株式会社      |
|         | 代表者の氏名     | 代表取締役 榊原 健   |
|         | 住所         | 稲沢市天池五反田町1番地 |
|         | その他小売業を行う者 | 7名(縦覧による)    |
|         |            | 5名(縦覧による)    |

## (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の住所誤記及び退店のため。

## (6) 届出の日

令和7年11月6日

## (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

## (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年12月5日(金)から令和8年4月6日(月)まで(日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年4月6日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

## 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 榊原 健

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ幸田店

額田郡幸田町大字大草字山添170番地

## (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届 出 事 項 | 変 更 前      | 変 更 後        |
|---------|------------|--------------|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称     | ユニー株式会社      |
|         | 代表者の氏名     | 代表取締役 榊原 健   |
|         | 住所         | 稲沢市天池五反田町1番地 |
|         | その他小売業を行う者 | 5名(縦覧による)    |
|         |            | 4名(縦覧による)    |

## (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の入退店のため。

## (6) 届出の日

令和7年11月6日

- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
津島興業株式会社  
愛西市勝幡町五俵入2256番地  
代表取締役 遠山 定重
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテUNY勝幡店  
愛西市勝幡町弁才天2283番地6ほか10筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
令和7年1月31日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項    |            | 変更前                | 変更後    |
|---------|------------|--------------------|--------|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称     | UDリテール株式会社         | 変更前に同じ |
|         | 代表者の氏名     | 代表取締役 鈴木 康介        | 同      |
|         | 住所         | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 同      |
|         | その他小売業を行う者 | 1名（縦覧による）          | なし     |

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の退店のため。
- (6) 届出の日  
令和7年11月6日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ユニー株式会社  
稲沢市天池五反田町1番地  
代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアゴ尾西店  
一宮市小信中島東鴨平59番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
令和7年2月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項    |        | 変更前        | 変更後    |
|---------|--------|------------|--------|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称 | ユニー株式会社    | 変更前に同じ |
|         | 代表者の氏名 | 代表取締役 榊原 健 | 同      |

|            |              |           |
|------------|--------------|-----------|
| 住所         | 稲沢市天池五反田町1番地 | 同         |
| その他小売業を行う者 | 5名（縦覧による）    | 6名（縦覧による） |

(5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の入店のため。

(6) 届出の日  
令和7年11月6日

(7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

7(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アセット・プロパティマネジメント  
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号  
代表取締役 平田 一馬

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテUNY江南店  
江南市村久野町瀬頭163番地ほか26筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項       | 変更前                | 変更後       |
|------------|--------------------|-----------|
| 小売業を行う者    |                    |           |
| 氏名又は名称     | UDリテール株式会社         | 変更前に同じ    |
| 代表者の氏名     | 代表取締役 鈴木 康介        | 同         |
| 住所         | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 同         |
| その他小売業を行う者 | 4名（縦覧による）          | 4名（縦覧による） |

(5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の入退店のため。

(6) 届出の日  
令和7年11月6日

(7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

8(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社  
稲沢市天池五反田町1番地  
代表取締役 榊原 健

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ岩倉店  
岩倉市旭町一丁目25番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項       | 変更前          | 変更後        |
|------------|--------------|------------|
| 小売業を行う者    | ユニー株式会社      | 変更前に同じ     |
| 代表者の氏名     | 代表取締役 榊原 健   | 同          |
| 住所         | 稲沢市天池五反田町1番地 | 同          |
| その他小売業を行う者 | 10名（縦覧による）   | 10名（縦覧による） |

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の入退店のため。

- (6) 届出の日  
令和7年11月6日

- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 9(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

S M F L みらいパートナーズ株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
代表取締役 上田 明

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ぶらーざ押花  
清須市西枇杷島町押花5

- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
令和7年5月7日

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項       | 変更前                | 変更後       |
|------------|--------------------|-----------|
| 小売業を行う者    | 株式会社ヤマナカ           | 変更前に同じ    |
| 代表者の氏名     | 代表取締役 中野 義久        | 同         |
| 住所         | 名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1 | 同         |
| その他小売業を行う者 | 3名（縦覧による）          | 4名（縦覧による） |

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の入店のため。

- (6) 届出の日  
令和7年11月7日

- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年12月5日（金）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年4月6日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、知多南部土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

## 退任役員

## 就任役員

|    |       |                       |
|----|-------|-----------------------|
| 理事 | 山下 亭三 | 知多郡南知多町大字山海字天神東60－1   |
| 同  | 榎本 聡  | 同 大字山海字小山45           |
| 同  | 神谷 勇  | 同 大字豊丘字新屋敷127         |
| 同  | 松本 芳男 | 同 大字豊浜字小佐郷11          |
| 同  | 家田 増明 | 同 大字豊浜字鷺麦2            |
| 同  | 榊原 司恭 | 同 大字豊浜字尾ヶ瀬10          |
| 同  | 中川 定秋 | 同 大字豊浜字初神24           |
| 同  | 杉山 央光 | 同 大字豊丘字本郷25           |
| 同  | 齋藤 政由 | 同 大字豊丘字堂ノ上65          |
| 同  | 滝本 弘之 | 同 大字豊丘字堂ノ上58－1        |
| 同  | 滝本 泰由 | 同 大字豊丘字堂ノ上75          |
| 同  | 田中 章介 | 同 大字豊丘字新屋敷37－1        |
| 同  | 山下 定治 | 同 大字豊丘字本郷6            |
| 同  | 磯部 久敦 | 同 大字片名字西海戸78－1        |
| 同  | 石橋 鈴治 | 同 大字大井字江崎21           |
| 同  | 山下 恵郎 | 同 大字大井字山田30－2         |
| 同  | 石橋 敏広 | 同 大字大井字丘ノ下41          |
| 同  | 酒井 一  | 同 大字大井字西園43           |
| 同  | 磯部 泰和 | 同 大字片名字西海戸55          |
| 同  | 齋藤 博  | 知多郡美浜町大字豊丘字法花寺脇106－17 |
| 同  | 久保 喜春 | 同 大字豊丘字東側9            |
| 監事 | 丸山 雄規 | 知多郡南知多町大字山海字小山47      |
| 同  | 山下 実好 | 同 大字豊丘字本郷59           |
| 同  | 上田 良治 | 同 大字大井字塩屋2－3          |
| 同  | 内田 静治 | 同 大字内海字先苅129－1        |

|    |       |                   |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 榎本 聡  | 知多郡南知多町大字山海字小山45  |
| 同  | 滝本 弘之 | 同 大字豊丘字堂ノ上58－1    |
| 同  | 松本 芳男 | 同 大字豊浜字小佐郷11      |
| 同  | 天木 一寛 | 同 大字豊浜字鳥居52       |
| 同  | 藤田 仲久 | 同 大字豊浜字日之水6－2     |
| 同  | 澤田 庄蔵 | 同 大字豊浜字尾ヶ瀬21－2    |
| 同  | 杉山 央光 | 同 大字豊丘字本郷25       |
| 同  | 鈴木 幹夫 | 同 大字豊丘字仲嶋59－1     |
| 同  | 鈴木 恒引 | 同 大字豊丘字緑ヶ丘37      |
| 同  | 山本 訓由 | 同 大字豊丘字向海戸26      |
| 同  | 大岩 系紫 | 同 大字豊丘字新屋敷160－2   |
| 同  | 岸田 直樹 | 同 大字豊丘字新屋敷161     |
| 同  | 山下 定治 | 同 大字豊丘字本郷6        |
| 同  | 酒井 正男 | 同 大字大井字入道9－2      |
| 同  | 石橋 鈴治 | 同 大字大井字江崎21       |
| 同  | 山本 政治 | 同 大字大井字南側45－4     |
| 同  | 石橋 敏広 | 同 大字大井字丘ノ下41      |
| 同  | 磯部 強志 | 同 大字片名字新津3－1      |
| 同  | 磯部 幸祐 | 同 大字片名字郷中12       |
| 同  | 久保 喜春 | 知多郡美浜町大字豊丘字東側9    |
| 同  | 中川恵美子 | 知多郡南知多町大字豊浜字初神24  |
| 同  | 神谷 有子 | 同 大字大井字丘ノ下14      |
| 監事 | 丸山 雄規 | 同 大字山海字小山47       |
| 同  | 奥川 広康 | 知多郡武豊町字平井3丁目17－10 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、尾張旭北原山土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

安藤 道夫 尾張旭市北原山町大久保見2089  
 稲山 博司 同 北原山町鳴湫1720-3  
 沖見 光洋 同 北原山町鳴湫1758-1  
 加藤 晶治 名古屋市天白区八幡山349 八幡山  
 マンション東館302号  
 加藤 治久 尾張旭市大久手町一の曽27  
 櫻井 鎮哉 同 東大久手町三丁目8-2  
 高木 一臣 同 北原山町平池浦1878 C-  
 202号

滝村 邦雄 同 北原山町陀摩屋敷1380-7  
 中根 登 同 北原山町平池浦1863  
 林 力 同 北原山町大久保見2084-3  
 日比野英幾 同 北原山町鳴湫15-1  
 前田 昌宏 同 北原山町平池浦1934-1  
 吉田 實男 同 北原山町鳴湫1804-5  
 吉田 任 同 北原山町鳴湫1804-22

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事は完了した。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号         | 許可年月日         | 開発許可を受けた者の氏名           | 開発許可を受けた者の住所 | 開発区域に含まれる地域の名称         | 公共施設の種類の種類 | 公共施設の位置及び区域               |
|--------------|---------------|------------------------|--------------|------------------------|------------|---------------------------|
| 7尾建<br>96-87 | 令和<br>7.10.29 | 西濃運輸株式会社<br>代表取締役 高橋 智 | 岐阜県大垣市田口町1   | 豊明市栄町元屋敷<br>124-1ほか36筆 | 道路及び<br>水路 | 豊明市栄町元<br>屋敷124-2<br>ほか6筆 |

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号          | 許可年月日        | 開発許可を受けた者の氏名          | 開発許可を受けた者の住所  | 開発区域に含まれる地域の名称     |
|---------------|--------------|-----------------------|---------------|--------------------|
| 6尾建<br>96-161 | 令和<br>7.2.13 | 杉本 政亜                 | 愛西市勝幡町駅東176-1 | あま市七宝町下田菰原裏1533-2  |
| 6尾建<br>96-59  | 6.8.21       | 東久株式会社<br>代表取締役 瀬川 浩明 | 丹羽郡大口町余野一丁目60 | 丹羽郡大口町大屋敷二丁目1ほか16筆 |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和7年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日 ⑦随意契約の理由

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県教育委員会事務局学習教育部高等学校教育課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①自動制御教育装置 一式 ②令和7年11月7日 ③東京都港区東新橋一丁目5番2号 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 ④39,897,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年10月17日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県警察本部総務部情報管理課 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

①セキュリティ対策システム機器、情報処理端末及び放置駐車管理端末等（再リース） 一式 ②令和7年9月24日 ③東京都港区港南二丁目15番3号 NECキャピタルソリューション株式会社 ④279,854,704円 ⑤随意契約 ⑦政令第11条第1項第1号該当